

2. 自然史の視点を持って目標を定める

保存、保護、保全という用語自体は類似概念で、必ずしも厳密な区別はされていない。日本語の語感としては、これらをひっくるめて保護を用いることが多い。

保存 preservation は現状維持を基本とする。例:「凍結保存」

保護 protection は外敵や破壊から防御して守るという概念。

保全 conservation には二つのニュアンスがある。

- ① 本来の包括的概念で、何も改変しないという選択肢も含めて、目標とする自然の状態に向かって管理するという概念である。目標が現状と同じなら保存と同義となる。目標が目前の脅威を排除することなら保護と同義となる。
- ② 回復力の範囲内で利用するというもので、一種の資源という発想がある。資源というと、金銭換算される財産と位置付けられてしまう。そこで利権や私物化の問題が起こり、野生生物が自前で生きている自然物という感覚が失われやすい。例えば水生動物の多くを、日本人は水産資源＝食べ物として認識し、野生動物であるという意識が薄い。

また次のような保全は目標を確認し、対策が適当であるかを検討すべきであろう。

- ・絶滅に瀕した生物の生活環境を保障することではなく、保全策として移殖(植)をしていないか。
- ・増えすぎた動物を減らして他の生物や人間への被害を少なくすることが保全として行われ始めた。そこでは、自然を人間の利害や考えの範囲で「管理」することが前提で、保全目標としての野生世界の再現は欠落していないだろうか。
- ・守るために必要な財源を入山料などの利用に求めると、過剰利用を促進するのではないか。
- ・枯れた植物体を整理排除する手入れを清掃という意識だけで行うことは、自然にとっては保護でも保全でもなく、人間の美的満足でしかない。
- ・雑木林の下草刈り・落ち葉掻きは、若い植栽木と競合する植物を排除したり、たい肥や温床造りの資材とするなど、もともと農林業行為であった。農林業的利用がほとんどなくなり、下草刈りをしないで放置すると、関東地方の場合、ササの繁茂か常緑広葉樹の増加が起きる。そうになると、それまで下草として生育していた植物が光不足で枯れてしまう。この場合の保全目標は、下草が生育し続けられる環境づくりになる。ここで放置して常緑広葉樹林に変わっていくことは、二次遷移という自然界の原理であり、本来排除されるべき現象ではない。目標が雑木林の下草の存続だから選択しないのであって、目標をその地域の自然植生に置くのであれば、落葉樹林という特定の遷移段階でとどめておくのはむしろ破壊行為に相当する。この目標設定が合意されないまま、下草刈りだけが自然保護だと言うのは適切ではない。



小笠原 父島 アカガシラカラスバト サンクチュアリ (2008.1.13)

3. 目標設定

解決に成功した自然保護問題には、シンボルとなる守るべき地域の生態系があった。例として、宍道湖・中海の埋め立て、東京都・上野の不忍池の地下駐車場計画の中止、架橋建設の可否に対する広島県・鞆の浦景観訴訟の判決で景観が持つ美的、歴史的、文化的価値が認められたことなどがある。

環境の歴史性を中心にした保全計画を検討するのは一つの方法である。留意すべきは、過去の絵画や文芸を根拠とする場合は、誇張とともに心象風景を描いたものがあり、必ずしも事実でない場合がある。

自然にとっての歴史性を示す自然史から保全計画を検討すれば、もともとその地域に生息していなかった魚の放流や、遠隔地の遺伝子型が異なるホタルを放すなど、生物多様性を損なう活動を防ぐことができる。

・小川潔(2017) 目標を定める－自然史の視点を基準に「生物多様性保全と持続可能な消費・生産」JWCS pp87-88 より抜粋・要約

column
「事例」

地域のシンボル・井の頭池のかいぼり

都立井の頭恩賜公園にある井の頭池では、外来魚防除と水質改善を目的として「かいぼり」が行われた。東京の有名な池の水が抜かれるということで社会の関心を集め、多くのニュースで取り上げられた。その中で注目されたのは、泥にまみれて魚を捕る大勢のボランティアの姿だった。5日間の魚捕りイベントに参加したボランティアの人数は900人に上る。2006年頃から、開園100周年の2017年に向けて池を再生しようという取り組みが活発化した。「よみがえれ!! 井の頭池!」のキャッチフレーズのもと、行政、NPO等の協働によって、湧水復活に向けた雨水浸透施設や水質浄化設備の設置、外来魚防除などが行われた。この取り組みは繰り返し報道され、池をよみがえらせようという機運が高まっていった。そして公園管理者である東京都は、かいぼりを行うことを決定。その後もシンポジウムを行うなどして、地域の理解と関心を醸成していった。こうした積み重ねが、大勢のボランティアの参加につながったのである。



桜の時期の井の頭池

4. 誰が担うのか — 地域の自然を知る人を中心にボトムアップを

よそものが来て、保護を叫んで、それだけで帰ってしまい無責任だという批判が初期の自然保護運動には投げかけられた。マスコミは自然保護団体が提起した解決案を全く報道しなかった経緯もあり、有識者の中にもこの論法をとるケースがあった。

基本的には地域住民が主体となって保全・保護にあたるべきだが、それでは住民だけが不便を蒙るという不安が絶えない。また、野生自然や山岳など、住民も知らないということも場合によっては起こる。この場合、対象をよく知っている専門家、ナチュラリストや登山家などの意見も重要になる。

・小川潔(2017) 誰が担うのか—地域の自然を知る人を中心にボトムアップを「生物多様性保全と持続可能な消費・生産」JWCS p91 より抜粋



かいぼりで変化した市民の意識

井の頭池では、かいぼりによって変化したものが二つある。ひとつは池の自然だ。かいぼりの後に、透明度向上、沈水植物の復活、在来魚の増加、水鳥の繁殖など、好ましい変化が表れた。

もうひとつは、来園する市民の意識だ。かいぼりでは外来種防除と並行して、市民に向けた普及啓発活動に多くの時間が費やされた。かいぼり後に池の水や生きものがよくなると、市民は池の自然を見て楽しむようになった。橋の欄干には、在来種を紹介する解説板が設置されている。カイツブリという水鳥の名前を知っている市民も多く、その子育ての様子が共通の話題になっている。

かいぼりでは外来種のコイも駆除された。コイが水質や底生生物に影響をおよぼしていることを知らなかった市民も多く、コイに餌をやるのが楽しみだったのに・・・という声も、なかったわけではない。それでもコイを駆除する意義を説明し、実行した。そして最近、池でなぜか再びコイが目撃されるようになった。すると来園者から、なぜコイがいるのか？ 管理者が放したのか？ 早く捕らないのか？といった質問が相次いだのである。これまでの取り組みが市民に受け容れられ、旧来の公園の自然に対する固定観念も変わってきているようだ。

佐藤方博(2017) 地域のシンボルとしての井の頭池と市民参加型かいぼり「生物多様性保全と持続可能な消費・生産」JWCS pp89-90 より抜粋・要約

5. 価値観の転換も必要

不忍池のカモの餌やり

東京上野の不忍池では、11haと狭い池に1980～90年代初めには8000羽を超えるカモを数えた。このころ餌をやる近隣市民が20人ほどいて、それぞれ自転車の前かごと後ろ荷台に満杯のパンを持って来ては、「野鳥は飢えている」と言ってカモに給餌した。上野動物園に編入されている水域での園による給餌や園内での鳥の餌販売を中止した直後の1992年からカモは激減した。さらに2000年代から行政は餌やり禁止キャンペーンを行い、2016年ではカモは100羽台になった。

地元の自然保護団体は餌やり反対の論拠を、食べ残しによる池の水質悪化と、野鳥の食性変化の誘導、それに給餌による自然との付き合い方そのものが、狭い不忍池では野生生物との接触手段として不必要不適切だと主張している。

カモの個体数が多ければよいという自然の見方は、現在では不忍池を評価する価値ではなくなった。

・小川潔(2017) 野生生物とその保護 「生物多様性保全と持続可能な消費・生産」JWCS pp71-83 より抜粋・要約



2013.12.22

不忍池(東京都台東区) Photo: Kiyoshi Ogawa



2016.8.14



2017.2.15

子ガメ放流、サンゴ移植

子ガメを海に放流する体験を通じて子どもたちにウミガメ保全に関心や理解を深めてもらおうという取り組みが長年行われている。最近になって、アカウミガメでは子ガメの孵化後の興奮期が沿岸の海流に乗るために必要な力であることが研究で分かってきた。しかし、放流会は子供が参加しやすい時間帯や曜日など、人間の都合で設定されるので、子ガメの孵化後の興奮期を過ぎてしまうケースが生じる。

サンゴ移植は、急激に減少しつつあるサンゴの保全活動として大きな公的予算も投入して行われているが、その成果は決して芳しくない。「かつてサンゴが広がっていた場所だから」と移植されても、サンゴが死滅した原因が除去されていなくてはサンゴはそこで生育できない。それでも少しでも役に立とうという善意によって、次々と移植が行われている。

「移植の成果は低かったとしても、保全活動に参加する機会提供という環境教育的な効果はあるのではないか」という意見がある。

しかし、参加したという満足感、保全したという安心感と引き換えに、かえってサンゴが死滅し続けている原因を放置することになっていないだろうか。

・志村智子(2017) 失敗から学ぶ。子ガメ放流、サンゴ移植 「生物多様性保全と持続可能な消費・生産」JWCS p95 より抜粋・要約

6. 合意形成

東日本大震災の後、次の津波に備えて東北の太平洋側のほとんどの浜に防潮堤の建設が計画された。浜によって地形や予想される津波の規模が異なるために防潮堤の規模や形も異なる。しかし多くは、海と陸を分断し、沿岸の漁業にも大きな影響がでそうな構造物だ。風景もくらしも一変してしまいそうなほど巨大な防潮堤も少なくない。震災後の混乱の中で生活再建に追われる日々では、十分な時間をかける余裕はない。初めて聞くような用語や設計図を示されて説明したといわれても、今、姿をみせつつある巨大防潮堤を想像できた人はほとんどいなかっただろう。

建設が始まったリニア中央新幹線の大深度の長距離のトンネルや、大規模なソーラー発電施設、深海の資源開発など、技術革新にともなって次々と新たなものが登場している。そうした未知のものに対しても、わたしたちは合意形成を迫られている。将来の世代が持続可能な自然のしくみを損なわないでいられるかという、将来を予測する責任も今を生きている私たちにある。まちづくりなどでは、話し合いのしくみや場づくりなど多くの新たな工夫や試みがされているようすを聞いているが、開発技術の発展ほどには合意形成の制度は進んでいるとは思えない。開発技術や開発のスピードだけが先行することのないように、合意形成のしくみや一人ひとりの‘合意形成能力’も向上させていくことが必要と考える。




巨大防潮堤が建設される前の宮城県小泉海岸(2014.9.20)




巨大防潮堤建設中の小泉海岸(2017.12.18) Photo : Kouyu Furusawa

・志村智子(2017) 防潮堤建設の合意形成「生物多様性保全と持続可能な消費・生産」JWCS p92 より抜粋・要約



column
「ことば」

判断の指針となる予防原則とは



予防原則には、国際的に合意された定義はなく、「原則」を使うのか「取組み」を使うのか国際会議の場では議論が分かれており、「予防的取組み」という文言が使用されている。

予防原則と予防的取組みについて、明確な違いがあるわけではないものの、EUは予防原則を重視している。原則は、取組みよりも強い意味合いがあると考えられる。

日本では、第四次環境基本計画 [16] で、「問題の発生の要因やそれに伴う被害の影響の評価、又は、施策の立案・実施においては、その時点での最新の科学的知見に基づいて必要な措置を講じたものであったとしても、常に一定の不確実性が伴うことについては否定できない。しかし、不確実性を有することを理由として対策をとらない場合に、ひとたび問題が発生すれば、それに伴う被害や対策コストが非常に大きくなる場合や、長期間にわたる極めて深刻な、あるいは不可逆的な影響をもたらす場合も存在する。このため、このような環境影響が懸念される問題については、科学的証拠が欠如していることをもって対策を遅らせる理由とはせず、科学的知見の充実に努めながら、予防的な対策を講じるという「予防的な取組方法」の考え方に基いて対策を講じていくべきである。」と予防的な取組みと文言が明記されている。

[16] 「第3章 環境政策の原則・手法 (1) 環境政策における原則等 ○リスク評価と予防的取組方法の考え方」(平成24年4月27日閣議決定)

・高橋雄一(2017) 予防原則 (precautionary principle) / 予防的取組み (precautionary approach) 「生物多様性保全と持続可能な消費・生産」JWCS pp100-101 より抜粋

何ができる？ - 消費者として -

個人の買い物は、商品の製造や原料生産を通じて世界の生物多様性につながっている。どの商品を選び、または買うのをやめるか、また消費者の声を上げることは生物多様性保全活動でもある。

1. 選ぶ

認証

毎日の買い物は、商品の原材料の生産から考えると世界のどこかの生態系サービスや働く人々につながっている。環境や人権などに配慮している商品であることを、製造・販売者ではなく第三者が証明する認証制度が普及してきた。消費者が認証ラベルの付いた商品を選ぶだけで、認証ラベルが掲げる環境や人権などに配慮する方向への社会を変えていくことに貢献できる。

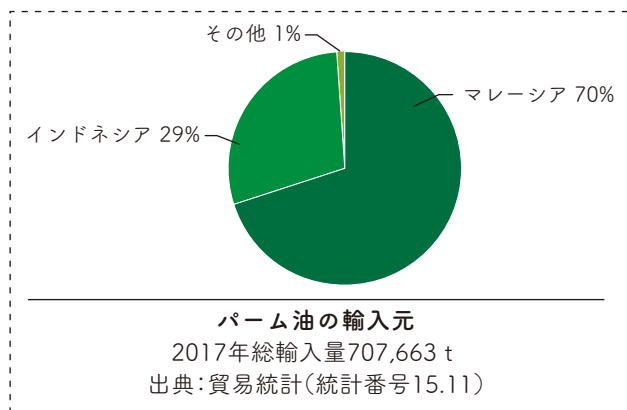
ただし基準や指標は制度ごとに異なり、基準の厳しさや重視する社会問題はさまざまである。基準をクリアしたとして認証のラベルがついていても、完全に生物多様性が守られているとは限らない。認証制度の改善にも消費者の声は重要である。

〈 認証制度の例 〉

エコマーク	FSC(森林管理協議会)	MSC(海洋管理協議会)
資源採取から廃棄までを地球温暖化防止、生物多様性の保全、有害物質の制限とコントロール、省資源と資源循環を重点にしている日本の制度(ISO14024タイプI環境ラベル)	適切な森林管理が行われていることの認証と森林管理の認証を受けた森林からの木材・木材製品であることを認証する2つの制度がある国際的な制度	資源の持続可能性、漁業が生態系に与える影響、漁業管理システムを評価する認証と、製品のトレーサビリティを確保する認証がある国際的な制度
レインフォレスト・アライアンス	RSPO (持続可能なパーム油のための円卓会議)	エシカルジュエリー
適切な森林管理が行われていることの認証と森林管理の認証を受けた森林からの木材・木材製品であることを認証する2つの制度がある国際的な制度	関係者が構成する国際的な非営利団体による認証制度。新規農園開発など環境面と土地所有権など社会面の基準を設けている。	人権や環境に配慮した鉱物やリサイクル原料を使用したジュエリー。エシカルジュエリーとしての認証制度はないが、国際的な非営利組織ARM [17] による水銀汚染や労働に配慮した小規模鉱山から採掘されたプラチナ、金を評価するフェアマインド認証がある。



アブラヤシプランテーション空撮 2seven9/Shutterstock.com



[17] Alliance Responsible Mining <http://www.responsiblemines.org/en/>

参照・環境省 環境ラベル等データベース

・RSPO (持続可能なパーム油のための円卓会議) <https://www.rspo.org/>

スマホアプリ

スマートフォン の普及により、商品を目の前にして、製品に関する情報や製品を取り扱っているブランドについて検索することができるようになった。認証を取得していない商品や企業の環境や社会問題への配慮に関する情報は、スマートフォンアプリやウェブサイトから得ることができる。



マグロ Ugo Montaldo/Shutterstock.com

〈 スマホアプリの例 〉

ぐりちょ (Green & Ethnical Choices)	Good On You	Seafood WATCH
<p>(消費から持続可能な社会をつくる市民ネットワーク)</p> <p>日本のサイトで、商品ごとに問題になっていることに対応したチェック項目になっている。また購入できる場所を消費者が投稿できる。</p>	<p>(Ethical Consumers Australia)</p> <p>英語</p> <p>世界の1000以上のファッションブランドを、労働、環境、動物の観点から格付けしている。ブランド名やTシャツなど商品別に検索することができ、賞賛や苦情のメッセージをブランドに送信することもできる。</p>	<p>(モントレーベイ水族館)</p> <p>英語</p> <p>どの魚または寿司を選べばよいかを、魚種と漁法で格付けしている。購入してはいけない魚は、過剰漁獲か、他の海洋生物や環境に悪影響を与えるような漁法で捕獲・養殖されたものである。</p>

2. 買わない

いかに環境に配慮して生産されたものでも、大量消費は地球の生態系に負荷がかかる。不要なものまで買っていないか、くらしを見つめ直すことは根本的な対策である。とくに絶滅のおそれのある野生生物を直接利用する場合は、買わないことが一番の解決方法である。そして自分の消費だけでなく、世界の需要をなくすことができれば違法取引で利益を得ることができなくなり、密猟、違法採取をなくすことにつながる。

〈 スマホアプリの例 〉

Wildlife Witness
<p>(TARONGA、オーストラリア動物園水族館協会) 英語</p> <p>野生生物の違法販売を見かけたら、正確な場所をスマートフォン画面の地図上に入力し、写真、店/市場、場所(地図ページで、「ピン止め」すると住所が表示される)、場所の詳述、種、動物の数などをTRAFFICに送信することができる。</p>

・高橋雄一 (2017) スマートフォンやアプリを活用した情報提供と情報収集 (「生物多様性保全と持続可能な消費・生産」JWCS pp22-26 より抜粋)

3. 声を届ける

商品のパッケージや企業のウェブサイトには、必ず製造者の電話番号や「お客様相談室」の連絡先が書かれている。そこへ例えば、「販売しているかば焼きのウナギは違法漁業によるものではないと確かめているか」「森林破壊をしていない原料を使ってほしい」などの消費者の声を届けることは重要である。

また海外から発信されるSNSやインターネットで署名を集めるサイトでは、環境や人権などに問題のある企業を告発する動きが盛んである。このような動きはインターネットで拡散して国境を越えた不買運動や、ESG投資 [18] を通じて企業を動かす力になっている。

海外でビジネスを展開している企業は、環境や社会問題への配慮を世界基準でしなければならず、日本の顧客のみと取引している企業とは意識の開きがあると聞く。消費者として環境や社会問題への配慮を求める声を届けることは、生物多様性保全活動の一つである。

[18] 企業の環境への取り組み (Environment)、社会的課題への取り組み (Social)、企業がバナンスへの対応 (Governance) を考慮した投資。対応が不十分な企業は持続可能性の面から投資リスクがあると判断される。

表紙の写真

ヒョウ kyslynskyhal/Shutterstock.com

マレーセンザンコウ Artem Avetisyan/Shutterstock.com

オオコウモリ(インドネシア) Nathape/Shutterstock.com

トマトガエル(マダガスカル) Krisda Ponchaipulltawee/Shutterstock.com

認定NPO法人 野生生物保全論研究会 (JWCS)

JWCSは1990年、その時々の問題や保全論の背景となると思われる科学、哲学、思想などを検討する会として発足しました。現在では公開理論研究会を年1回(6月)に開催し、論考をウェブサイトに掲載しています。

またワシントン条約(絶滅のおそれのある野生動植物種の国際取引に関する条約)を中心に国際会議の参加などを通じて世界の保全の動向の情報を収集し、国際会議の参加報告会、セミナーの開催や講師派遣等により国内への情報発信および国内外のNGOと協力しての提言活動を行っています。毎年3月3日の「国連世界野生生物の日(ワシントン条約が採択された日)」には、イベントを開催しています。

2014年から認定NPO法人になったため、当会への寄付や正会員の年会費(5000円)は税制優遇措置の対象になります。

ガイドブック 生物多様性保全と持続可能な消費・生産

発行日 2018年3月28日

発行者 認定NPO法人 野生生物保全論研究会 (JWCS)

〒180-0022 東京都武蔵野市境 1-11-19 モウト APT102

HP: <https://www.jwcs.org/> E-mail: info@jwcs.org

郵便振替口座番号 00160-9-715145 加入者名 野生生物保全論研究会

印刷製本 グラフィック



平成 29 年度独立行政法人環境再生保全機構地球環境基金助成を受けて作成しました。

・Recycled paper・